

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年10月12日)

【 件 名 】

- 鳥取県障がい者、高齢者及び介護者等の孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない社会づくり条例（仮称）のパブリックコメントの実施 及び 第4回家庭支援研究会の開催結果について

(福祉保健課)・・・2

福 祉 保 健 部

鳥取県障がい者、高齢者及び介護者等の孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない社会づくり 条例（仮称）のパブリックコメントの実施 及び 第4回家庭支援研究会の開催結果について

令和4年10月12日
福祉保健課

「鳥取県障がい者、高齢者及び介護者等の孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない社会づくり
条例（仮称）」について、家庭支援研究会での検討を踏まえて、以下のとおりパブリックコメント
を実施しますので、第4回家庭支援研究会の開催結果と併せて報告します。

1 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集の方法

ア 実施期間 令和4年10月17日（月）～28日（金）

イ 応募方法

(ア) 郵送、ファクシミリ、電子メール又は電子申請により、県庁福祉保健課へ送付

(イ) 県庁県民参画協働課又は総合事務所の意見箱等に投函

(2) 条例案の概要 別紙のとおり

(3) 今後の予定

- ・パブリックコメントの実施 令和4年10月17日（月）～28日（金）
- ・第5回家庭支援研究会の開催
- ・第6回家庭支援研究会の開催
- ・条例案の附議

2 第4回家庭支援研究会の開催結果

(1) 日時等 令和4年10月8日（土）及び11日（火）の2回に分け、オンラインにて開催

(2) 主な意見

- ・条例名は検討中とのことだが、誰一人取り残さないというのはよいが、対象者の枠をはめるのはどうかという意見もあり、基本理念の最初に出てくるヤングケアラーとか産後うつに陥る女性とかというような問題は、この条例名ではイメージしにくい。条例名の前半部分はよく検討してもらいたい。
- ・条例が何を指すかわかりにくく、まず名称で混乱を招きそう。
- ・条例の基本理念と支援施策がストレートに結びついていない。援助者への支援は福祉サービスへのアクセスとレスパイトの1行だけで、被援助者への支援は事業ごとにまとめられ何行にもわたっているが、調査結果等から集約して、障がいや認知症などの課題ごとではなく、援助を必要とする本人、家族・援助者などについて、それぞれに共通する問題点を抽出し、施策として条例に記載すべき。
- ・複数の課題を抱える人への支援に関係機関が連携する場合の個人情報の活用は、その情報がどこまで使われるかを本人が理解して同意する方向でお願いしたい。
- ・個人情報の取り扱いについては、児童福祉法や児童虐待防止法など本人同意を必要としない法律上の仕組みもあり、条例よりも法律が優先することを明示すべき。
- ・支援する側もされる側も横並びで、支援する人・される人がそれぞれにネットワークをつくり支え合うことが望ましい。
- ・行政以外の、その地域での支え合いとかいろんな人との関わりをもっと深めていくような条例になったらよいと感じる。
- ・ヤングケアラー同士、がん患者同士など、社会との接点を持ちにくい人同士でつながる施策が必要。自分だけではないことがわかることから始まる。
- ・基本理念の文章はよい。地域での社会が希薄になっている時代だから、地域住民による地域の支え合いも施策に加えてもらいたい。
- ・SOSを出せない人への対応が課題。地域で気になる人にどう声かけするか、普及啓発だけではなく、みんなで地域づくりを考えることが必要。

- ・支援の考えで条例を作るのは、援助者と被援助者の関係で何とかしようということよくない。支援の推進よりネットワークの推進が大事。支援の推進は全国どこでも行っている。様々な人々のネットワークをつなげることで解決につながることもある。
- ・関係機関は事後対応になりがちで、事後対応だと問題が長期化する。事後対応になる前に気軽に相談出来る地域社会をつくる必要がある。もっと気軽に相談出来るんだという社会の風潮をつくるよう、条例に盛り込んでもらいたい。
- ・産後ケアなどの支援は既にあるので、赤ちゃんを地域みんなで迎えるようなウェルカムな態度を醸成して欲しい。

参考 第4回家庭支援研究会の参加委員（敬称略）：14名

神戸貴子（N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社代表）、大谷喜博（鳥取県手をつなぐ育成会会長）、伊井野一郎（鳥取県重症心身障害児（者）を守る会会長）、吉野立（認知症の人と家族の会鳥取県支部代表世話人）、藤田和子（日本認知症本人ワーキンググループ代表理事）、遠藤明子（虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会）代表世話人）、山本恵子（鳥取青少年ピアサポート理事長）、岩岸直美（明和会医療福祉センター渡辺病院精神保健福祉士）、平井和恵（鳥取県助産師会会長）、朝倉香織（鳥取県社会福祉協議会事務局次長）、田中俊幸（鳥取県民生児童委員協議会会長）、中山孝一（鳥取県商工会議所連合会専務理事）、寺田真里（日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長）、福島史子（県いじめ・不登校総合対策センタースクールソーシャルワーカースーパーバイザー）

(別紙)

鳥取県障がい者、高齢者及び介護者等の孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない社会 づくり条例（仮称）の検討案

1. 基本理念

昨今、家族の少人数化や都市化の進展、社会の高度化・複雑化により、ヤングケアラーや産後うつに陥る女性の存在、老々介護、8050問題、これら、あるいは別の原因により、高齢、障がい、疾病等により援助を必要とする人、それらの人を援助する身近な人で、本人が望まないひとりぼっちを感じたり、社会とのつながりや助けのない若しくは少ない、いわゆる孤独・孤立の状態にある人の存在が社会的な問題となっている。これらの問題は周りの人たちの理解や協力を得て地域全体の問題として取り組むことが必要。県民みんなで支え合い、孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない社会をつくることにより、すべての県民が自己を実現し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができることを目指す。

2. 県・市町村の責務、県民・事業者・関係機関の役割

県は本人及び家族・援助者の支援(※)に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有し、市町村は法令等に基づくサービスのほか本人及び家族・援助者の支援の施策に取り組むよう努める。

県民・事業者は本人及び家族・援助者の支援について理解と関心を深めて施策の推進に協力し、事業者は就労と家庭内での援助との両立ができるよう配慮するよう努め、関係機関（福祉・医療・保健・教育その他類似分野で本人及び家族・援助者の支援に関する施策に関わる可能性がある団体・個人）は本人及び家族・援助者の支援に関する施策に積極的に協力するよう努める。

本人及び家族・援助者の支援(※)：行政、民間又は行政と民間の協働により、援助をする人、援助を必要とする人及びその家族の身体的・精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するために行う支援。以下同じ。

3. 個人情報の活用と保護

県・市町村・関係機関は、本人及び家族・援助者の支援にあたり、法律等に定める場合のほか、本人の同意を得て必要最小限の範囲・人数で個人情報を共有するよう努める。

4. 施策の推進

県は市町村等と連携協力して、以下のような本人及び家族・援助者に関する施策を推進する。

(1) ヤングケアラーなど家族・援助者に対する施策

- ・福祉サービスへのアクセスに関する相談
- ・家族・援助者の負担を軽減するための取組の実施 など

(2) 障がい者、高齢者、産後うつの方など援助を必要とする本人に対する施策

- ・福祉サービス・就労支援、相談支援の充実
- ・サービスの充実・確保を図るための施設整備 など

(3) 援助を必要とする本人及び家族・援助者に対する共通の施策

- ・援助を必要とする本人、家族・援助者、支援機関、地域等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進 など

5. 人材の育成等・普及啓発

県は、相談・助言・日常生活及び社会生活の支援等を担う人材の育成・確保に必要な施策を講じ、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、広報活動、研修の充実その他により、本人及び家族・援助者や、孤独・孤立の状態にある人について理解を深めるための普及啓発を行う。

6. 審議会の設置

施策の推進について調査審議し、施策の実施状況を検証するため、有識者、当事者団体、現場で支援を行う者などで構成する審議会を設置する。

鳥取県障がい者、高齢者及び介護者等の孤独・孤立を防ぎ、 誰一人取り残さない社会づくり条例（仮称）

本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例は
全国初

地域

本人及び家族・援助者の支援について理解と関心を深め施策の推進に協力

**県民
・
事業者**

就労と家庭内での援助との両立ができるよう配慮

ヤングケアラー



8050問題



産後うつ



援助を必要とする方、それらの人を援助する身近な方で、孤独・孤立の状態にある方



老々介護



当事者間のネットワークの充実

本人及び家族・援助者の支援に関する施策に積極的に協力

関係機関

関係機関などのネットワーク

- (1) ヤングケアラーなど家族・援助者に対する施策
 - ・福祉サービスへのアクセスに関する相談
 - ・家族・援助者の負担を軽減するための取組の実施 など
- (2) 障がい者、高齢者、産後うつの方など援助を必要とする本人に対する施策
 - ・福祉サービス・就労支援、相談支援の充実
 - ・サービスの充実・確保を図るための施設整備 など
- (3) 援助を必要とする本人及び家族・援助者に対する施策
 - ・援助を必要とする本人、支援機関、地域等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進 など

県

本人及び家族・援助者の支援に関する施策を総合的に策定・実施

市町村

本人及び家族・援助者の支援の施策の実施



全体のネットワークの充実

